

建 政 第 4 6 9 号
令和7年(2025年)12月16日

北海道開発局長 遠藤 達哉 様

北海道知事 鈴木 直 道
(公 印 省 略)

北海道開発局事業審議委員会に諮る対応方針(原案)の作成に係る意見照会
について(回答)

日頃から北海道の建設行政の推進につきましては、格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和7年11月6日付け北開局開整第60号で照会のありましたこのことについて、別紙「再評価に係る「対応方針(原案)」案に対する意見」のとおり回答いたします。

連絡先

建設部建設政策局建設政策課
政策調整係

TEL 011-231-4111 内線 29-124

FAX 011-232-9162



再評価に係る「対応方針（原案）」案に対する意見

(道路事業)

事業名	「対応方針（原案）」案に対する意見
帯広・広尾自動車道（一般国道 236 号）大樹広尾道路（忠類大樹～豊似）	「帯広・広尾自動車道（一般国道 236 号）大樹広尾道路（忠類大樹～豊似）」事業を「継続」とした「対応方針（原案）」案について、異議はありません。 当該事業は、高速ネットワークの拡充による近隣都市間の連絡機能の強化を図り、災害時の信頼性の高い道路ネットワークの構築及び重要港湾十勝港の利便性向上等に寄与することから、早期供用をお願いいたします。 なお、事業の実施に当たっては、周辺環境への影響を最小限にとどめるとともに、より一層の徹底したコスト縮減を図り、これまで以上に効率的・効果的な執行に努めるようお願いいたします。
帯広・広尾自動車道（一般国道 236 号）大樹広尾道路（豊似～広尾）	「帯広・広尾自動車道（一般国道 236 号）大樹広尾道路（豊似～広尾）」事業を「継続」とした「対応方針（原案）」案について、異議はありません。 当該事業は、高速ネットワークの拡充による近隣都市間の連絡機能の強化を図り、災害時の信頼性の高い道路ネットワークの構築及び重要港湾十勝港の利便性向上等に寄与することから、早期供用をお願いいたします。 なお、事業の実施に当たっては、周辺環境への影響を最小限にとどめるとともに、徹底したコスト縮減を図り、効率的・効果的な執行に努めるようお願いいたします。
旭川・紋別自動車道（一般国道 450 号）遠軽上湧別道路	「旭川・紋別自動車道（一般国道 450 号）遠軽上湧別道路」事業を「継続」とした「対応方針（原案）」案について、異議はありません。 当該事業は、農水産物の輸送をはじめとする物流の効率化、オホーツク地域の周遊観光等の振興、安全で確実な交通の確保、救急搬送時間の短縮などに寄与することから、早期供用を図るようお願いいたします。 なお、事業の実施に当たっては、周辺環境への影響を最小限にとどめるとともに、徹底したコスト縮減を図り、効率的・効果的な執行に努めるようお願いいたします。

事業名	「対応方針（原案）」案に対する意見
旭川十勝道路 （一般国道 237 号）富良野北道路	「旭川十勝道路（一般国道 237 号）富良野北道路」事業を「継続」とした「対応方針（原案）」案について、異議はありません。 当該事業は、高速ネットワークの拡充による上川圏と十勝圏の連絡機能の強化を図り、地域間交流の活性化及び物流の効率化等を支援するとともに、富良野市街における交通混雑、交通事故の低減が期待されるなど経済・社会活動の活性化や道民の安全・安心なくらしの確保に寄与することから、早期供用をお願いいたします。 なお、事業の実施に当たっては、平成 11 年 10 月 7 日付け環政第 550 号「地域高規格道路旭川十勝道路（中富良野町～富良野市間）に係る環境影響評価準備書について」の知事意見を遵守するとともに、より一層の徹底したコスト縮減を図り、これまで以上に効率的・効果的な執行に努めるようお願いいたします。
道央圏連絡道路 （一般国道 337 号）長沼南幌道路	「道央圏連絡道路（一般国道 337 号）長沼南幌道路」事業を「継続」とした「対応方針（原案）」案について、異議はありません。 当該事業は、中樹林道路、泉郷道路と接続し、高速ネットワークの拡充による札幌圏の連絡機能の強化を図り、地域間交流の活性化及び拠点空港新千歳空港、国際拠点港湾苫小牧港等への物流効率化等を支援するとともに、道路交通の安全性向上や企業立地の促進が期待されるなど、経済・社会活動の活性化や道民の安全・安心なくらしの確保に寄与することから、早期供用をお願いいたします。 なお、事業の実施に当たっては、平成 21 年 1 月地域高規格道路道央圏連絡道路（長沼町～江別市間）に係る環境影響評価書に記載の「準備書についての知事意見及びそれに対する事業者の見解」を遵守するとともに、より一層の徹底したコスト縮減を図り、これまで以上に効率的・効果的な執行に努めるようお願いいたします。
一般国道 12 号 峰延道路	「一般国道 12 号 峰延道路」事業を「継続」とした「対応方針（原案）」案について、異議はありません。 当該事業は、現道の 4 車線化による市街地の周辺における交通混雑及び交通事故の低減が図られ、道路交通の定時性や安全性の向上が期待されるなど、経済・社会活動の活性化や道民の安全・安心なくらしの確保に寄与することから、早期供用をお願いいたします。 なお、事業の実施に当たっては、周辺環境への影響を最小限にとどめるとともに、より一層の徹底したコスト縮減を図り、これまで以上に効率的・効果的な執行に努めるようお願いいたします。